平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目15番34―406号　グランド岩元
債務者　濵田　翔次
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
鹿児島県霧島市国分野口西21番31―506号　エイルマンション国分隼人グランデージ
債務者　園田　秀子（旧姓中迫）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
鹿児島県伊佐市大口針持2946番地
債務者　珠渕　暢子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
熊本県人吉市瓦屋町1134番地１
債務者　金子　友子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第３９７６号
東京都葛飾区奥戸９丁目５－７－105
債務者　鈴木　信成
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０４０号
東京都新宿区上落合１丁目３－９－101
債務者　阿部　雅子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０６６号
東京都調布市布田６丁目47―４　布田南壹番館205
債務者　萬年　友佳
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１１５号
東京都江戸川区西瑞江５丁目８－６　ピエールクロシェットⅢ　201
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１１８号
東京都葛飾区東四つ木３丁目34―25―102
債務者　齊藤　茂雄
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１１９号
東京都国立市富士見台４丁目41―１―228
債務者　川端　佳奈
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１３２号
東京都東村山市栄町２丁目27―23―202
債務者　岩見佳代子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１３６号
東京都大田区東六郷２丁目15―３―203
債務者　柏木　　茂
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１５１号
東京都東久留米市南沢１丁目17―７―201
債務者　谷口　　智
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１５９号
東京都世田谷区桜新町１丁目18―14―403
債務者　野呂　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１６０号
東京都葛飾区四つ木３丁目４―35―201
債務者　奥平真由美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１７０号
神奈川県横浜市青葉区しらとり台12―９　リノス壱番館301
債務者　遠山　昌彦
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部